

Title	マブリーの社会思想
Sub Title	
Author	平井, 新
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1935
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.29, No.3 (1935. 3) ,p.389(71)- 433(115)
JaLC DOI	10.14991/001.19350301-0071
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19350301-0071

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

マブリーの社會思想

平井新

- (一) 略譜
- (二) 社會批評論
- (三) 共產主義論
- (四) 社會改造方策
- (五) 體系の源泉と其影響

(一) マブリー略譜

(1)

ガブリエル・ボノオ・ド・マブリー(Gabriel Bonnot de Mably)は一七〇九年三月十四日、グルノオブルの名家に生る。彼の兄はリヨン市長の榮職に在り又その弟には有名なる哲學者コンディヤック(Abbe de Condillac)があつた。初めマブリーは、多數の俊秀を輩出して令聞あるリヨンのゼスキット教神學校に於て古典學を脩め、次いで僧職に

マブリーの社會思想

七一 (三八九)

就く目的を以て巴里のサンシュウルピイスの演習室に入學したが、中途、僧侶となる決心を翻してこの演習室を去つた。

彼の姻戚にタンサン Tancin と稱する名家があつた。タンサン夫人は夙に社交界の名星として、そのサロンには當時の著名なる政治家及び文士の訪れるもの甚だ多かつた。「法的精神」の著者モンテスキューは其一人であり、マブリーも亦その一人であつた。タンサン夫人は若冠マブリーが巧に社會及政治の諸問題を談ずるを見て、早くもその才覺の凡ならざる事を看破し、彼を自兄の好伴侶たるべき人物なる事を判知した。(1) 即ちタンサン夫人の兄外務大臣となるや、切に懇望せられて彼の秘書となり、彼が外交政策の樞機に參劄し、能く補佐啓沃の實を擧げて、その期待に背かなかつた。タンサン外相の外交政策の多くはマブリーの建言に出でたものであつて、プロンツァ王フレデリックも陰に彼の手腕に對しては敬意を表せしと言はれてゐる。以て彼の政治的才腕の凡ならざりしを知る事が出来る。然るに一七五七年の事、タンサン外相がマブリーの諫止を聞かず、プロテスタントの結婚の無効なる事を聲明するや、マブリーは決然此地位を辭し、かくて有望なる前途を放擲してしまつた。此れを境として政界を斷念し、爾來その好む研究に没頭する事となつた。

此頃、彼の思想は根本的變化を遂げつゝあつた。これ迄彼は舊制度の擁護者であつたが今やこれに對する忌憚なき批判者の地位に變らんとしつゝあつた。一七四〇年出版した彼の處女作 *Parallèle des Romains et des Français* に於ては尙ほ現行政府形態の熱心なる支持者であつた。彼はそこで君主のために、一切の法律より獨立

なる權限を要求し、君主に善を行ふ一切の權力を賦與し乍ら同時に惡を爲す權力を與へざる事を以て僭行と看做した。彼は又國民に富の過剰を分配し、種々なる國民階級を結合せしめ、且つ是等相互の間に必要の交易を保持するために奢侈の必要なることを説いてゐる。然るに今や彼の態度は一變した。一日、エグモン伯の家で此處女作を認めるや憤然これを寸斷したといふ。此の思想及感情の激變がタンサン外相と分袂し、公的生活から隱遁せしめたる裏面の原因たる事は言ふを俟たない。而してかゝる思想上の變革を惹起せしものは、彼自身の思索の外にモレリーの著作も亦與つて大である(2)。

政界退隱後僅かに一度政治に關與した事があつた。それは波蘭政府のため憲法起草を依頼せられたため、同國に赴き一年餘同國に滞在して、國情を研究した事があつた(3)。爾來全く政界と手を分ち、隱遁して餘生を専ら學問研究に獻與した。一七八五年四月廿三日、七十六才を以て長逝した。

彼資性剛毅、狷介不羈、且頗る名利に恬淡であつた。富貴に叩頭せず權門に跪座せず操守を固うして清貧に甘んじた。その故にタンサン外相と合はざるや惜氣も無く約束された經歷を棄て、又フランス翰林院の一員たるべく推舉せらるゝやリシュリュウ侯禮讚を潔とせずしてその慫慂を排して受けず、更にフランス帝王後繼者の傳育を依頼せられんとするや、余の教育の趣旨は「帝王は國民のために作られたるもの、而して國民は決して帝王のために作られしものに非ず」と高言してその依囑を固辭した。彼は自ら清貧を誇り、嘗て自著の收入を受けず、又唯一人の下僕を擁せるにすぎず而も其下僕の些少なる蓄財を増さんがために自己の必需品にさへ事缺くことを意としなかつた(4)。

是等の搜話は何れも彼の性行の片鱗を語るものである。清貧と孤獨なる自由とは彼が愛好して止まざるもの、一度決意すれば直情にして徑行、自己の思想を他人の思想に附會せしめ、或は他人の思想に依て添削することは彼の唾棄する所、常に多數者と隔離して獨自の道を歩いた。彼の原理、性格、著作、行爲は常に同時代の一般的風潮と氷炭全く相容れなかつた(5)。是等の性格は多かれ少かれ彼の作品に影響してゐる。寔にリシュタンベルジェ(6)の言ふが如く、彼が理論の峻厳なるは、彼が嚴酷なる性格の反映であると言ふ事が出来る。

彼が唯一の安息所は文藝の世界であつた。併し、彼に取て文藝は單なる娛樂に非ず、實に、人間の理性を完成し人間の榮福に獻與すべく人間のために作られたる道具であつた。従つて文藝の攻究に際しても唯、それが供與する愉快なるもの蠱惑的なるものを求めず、堅實なるもの有用なるものを求めた。彼は、そこに當に文體及用語の模範のみならず又道德と徳性との教訓と實例とを求めた。古人の雄大なる善と偉大なる模範に身を滲透して、文字より事物へ、モンタパニエの言葉を借りて言へば、外皮より眞髓へ穿入して、先覺者の著作中に灼熱せる本質的眞理と崇高なる感情とを咀嚼した。彼の考ふる所に據れば希有なる天才、雄辯、美麗なる詩文の使命は決してその調和に依て耳目を喜ばしむるに在るのではなくして、寧ろ心に呼びかけ、精神を開化し、心の中に美の感情、正義愛、眞理愛を充たし、道德の原理、徳義の教訓を刻銘するに在つた。

人間の性質、目的、權利、義務、並に政治、道德及立法に關する一切の事物は恒に彼が思索の題目であり彼が勞作の目的であつた。併し容易に筆を取ること無く、早急未熟の著作を以て世人を惱ますことは彼の欲する所ではなかつた。久しく沈黙と隱遁の中に閉居して、一意、各時代の聖賢、各國民の法律及歴史を尋ねて、自説を樹立し、この上に據つて人間精神の深さを測定し、各個人に於ける激情の性質と過程を研究した。是等の思索中より彼が道德説の基礎となるべき恒久且不易の原理を抽出したのである(7)。

彼が不斷の興味と不撓の涉獵の中心は古代殊に希臘であつた。彼はプラトン、ツキデデス、クセノフォン、ブルウタク及シセロを読み、殆んど是等を暗誦してゐたと言はれてゐる。(8) 彼が如何に古代希臘に憧憬してゐたかがこれにて窺へる。彼が數多き著作中就中“Entretiens de Phocion”、“Doutes proposés aux philosophes économistes sur l'ordre naturel et essentiel des sociétés politiques”、“De la législation ou principes des loix”に於ける希臘讚美は何れも彼の素養に基くものである。

(2)

マブリーの著作は一七四〇年の處女作“Parallèle des Romains et des Français”より一七八四年刊行の最後の著作“Observations sur les États-Unis d'Amérique”に到る迄、その數甚だ多い。併し彼の社會主義思想を窺ふに重要なものは“Doutes proposés aux philosophes économistes sur l'ordre naturel et essentiel des sociétés politiques. Paris, 1768.”及び“De la législation ou principes des loix. Amsterdam 1776.”である。前者はフランソア・ケネエ、ジュボン・ド・ヌムウルと共にフィジオクラシーの嚮導 Le Mercier de la Rivière の「アダム・スミスをして」“The most distinct and best connected account of the doctrine”と呼ばしめた大著『政治的社會の自然的

且本質的秩序』“L'Ordre naturel et essentiel des sociétés politiques 1767”に對する論争書であつて“Ephémérides du Citoyen ou chronique de l'esprit national”の著者に與ふと題する書簡の形式を以て論述せられてゐる。マブリーは本書に於て土地所有權並に不平等を以て社會の自然的秩序となすリヴィエルの所論を反駁し、財貨共有及平等の社會秩序を以て自然的秩序なりと説いてゐる。後者即ち『立法論別名法律原理』は彼の主著であつて前者の根本思想を更に擴充して系統的に財貨共有の理論を説き、そのこれに對る過渡的方策に關し縷々詳細に亘て論述してゐる。彼の共產主義を知るに最重要の著作である。全篇一英人と一瑞典人と會話より成り前者をして世俗哲學者を代表せしめ後者をして財貨共有を要求する真理の哲學者を代表せしめてゐる。而して後者が彼マブリー自身であることは勿論言ふを俟たない。第一篇に於いて財貨共有の原理を述べ後の三篇に於いて、その方策を述べてゐる。彼の社會思想の前提たる一般哲學論を知るに必要な著作は“Entretiens de Phocion sur le rapport de la morale avec la politique. Amsterdam, 1763” “Principes de morale 1784.”及遺稿 “Des droits et des devoirs du citoyen 1758”とある。

マブリーの是等の著作は他の物と共に其後全集に再録せられてゐる。彼の全集は筆者の知る所では先づ一七九二年リヨンの書肆J. B. Delamolliereに於て刊行せられたる“Oeuvres complètes de L'Abbe de Mably”の外に一七九四—一七九五年L'Abbe Arnouxに依て編纂せられ巴里の書肆Ch. Desbriereの手に依て出版せられた“Collection complète des Oeuvres de L'Abbe de Mably”更に一七八九年に倫敦で出版された版本がある。

當時に於けるマブリーの聲望は怎うであつたか。“Correspondance de Grimm”は彼を評して稍々退篇なる著作家であり、獨創なく殆んど常に非實際的であると評し、ヴォルテールは彼を才智に富み、モン・テスキュウの庶子に價すと稱讚してゐる。ルッソオも亦彼に讚辭を呈してゐる。Eloge historique de M. l'abbé Mably. Paris, 1787の著者 Levesqueは彼を全體に於いては稱讚せず又彼の經濟理論を認めないに不拘、彼をルッソオと殆んど同列に置いてゐる。

ベルン政府は彼の教義を採用し、波蘭は彼に憲法の起草を依頼し、コルシカ國民もシエネエヴ國民も彼の助言を求めた。又アメリカも憲法起草に關して彼の意見を徴し、指教を仰ぐこと少くはなかつた。何れにしてもフランス革命以前に彼の著作が不評であつたとは言ひ難い。革命中彼が最も風評高かつた事は事實である。(6)

- (1) Bizard, L'Abbé; Eloge historique de L'Abbé Mably. Collection complète des oeuvres de L'Abbé de Mably. 1794. 1795. Paris T. I. p. 93-94.
- (2) Hugo u. Stegmann; Handbuch des Socialismus. Zürich, 1894. S. 476.
- (3) a. a. O., S. 476
- (4) Bizard; op. cit., p. 116-117.
- (5) Bizard; op. cit., p. 5.
- (6) Lichtenberger; Le Socialisme an XVIII. siècle. Paris, 1895. p. 223.
- (7) Bizard; op. cit., p. 5-7.

(e) Bizard; op. cit., p. 95.

(f) Lichtenberger; op. cit., 221-223.

(二) 社會批評論——殊に私有財産批評

(1)

マブリーの社會批評の出発點はモレリイ、ルッソオに於けると同様に、人間は生來平等であるとの見解である。従て此點に關するマブリーの論述も亦彼等と同巧異曲である。

マブリー謂へらく、自然は人間を平等たるべく運命づけた。人間は自然の手を離れし時、最も完全なる平等状態に在つた。自然は萬人に同一の器管、同一の欲望、同一の理性を賦與した。自然は富者、貧者、強者、弱者、支配者、被支配者、帝王、大官、臣下、奴隸を決して造ることはなかつた。唯、幸福のために勞働せしむる唯一の法律を與へたにすぎぬ。地上一切の財貨は悉く萬人の共有であつた。不平等の原理はいづくにも存在しなかつた。自然は實にかゝる平等に人類の社會的性質の保存と幸福とを繋いだのである。(1)

翻て現實社會を顧ればかゝる天與の平等は最早いづくにも見當らぬ。到る處人類は鐵鎖に繋がれ、不幸に呻吟し壓迫に匍匐してゐる。人間がかく天與の平等を喪失してしまつたのは決して自然の咎ではなく、實に人類の罪即ち人爲の法律及政治の過誤に基く。(2) 換言すれば人類が自然の意圖から遠ざかつたからである。而らばかく人類をして自然の要求たる平等より遠ざからしめたものは何であるか。マブリーは是を私有財産に求める。

マブリーの私有財産批評は彼の諸著中に散見し得るが就中前記 Le Mercier de la Rivière 〇 L'Ordre naturel et essentiel des sociétés politiques 1767 批評のために書かれた “Doutes proposés aux philosophes économistes sur l'ordre naturel et essentiel des sociétés politiques 1768” の中に稍々詳細に論述せられ、更に後年の大著 “De la Législation ou principes des loix 1776” の中に一層系統的に敘述せられてゐる。

(1) Mably; De la Législation, Oeuvres, T. IX, p. 52-53. Des droits et des devoirs du citoyen, Oeuvres, T. IX, p. 266.

(2) Mably; De la Législation Oeuvres, IX, p. 61.

(2)

マブリーは先づ土地所有權を以て人體權並に動産所有權と相互不可分の自然權でありと徹すリヴィエルの見解を駁して言ふ、予は人體權が人類の自然權、生息せる一切の事物に必然的に賦與せられたる權利、彼等の生存に本質的にして何等かの不正を犯すことなくしては奪ふことの出来ない權利であることはリヴィエールと共に同感である又生活資料の要求權たる動産所有權がこの人體權より必然的に發生せしものであり、これに劣らず神聖不可侵の權利であることは充分に理解し得るが、しかし土地所有權が是等に密接不可分のものであり是等の權利より必然的に發生せしものであると言ふ見解には決して首肯し難い。(1)

今日尙土地所有權を知らざる社會は決して尠しとしない。イロコイ人、ユウロン人は尙彼等の間に土地分割、土地所有權を知らぬ。而もこの故に彼等に人體權を拒むことが出来やうか。バラガイのゼスキット教徒も亦土地所有權

を知らぬ。彼等は林野に散在せし土人を糾合して財貨共有の社會を形成した。この社會では各住民は各々その才能、腕力年齢に應じて有益なる勞働に従事し、萬物の所有者たる國家は各個人にその必要品を配分する。そこには何等私有財産の存するものがない。而も此の故に彼等の中何人が自己の人體權を失つたと考へるであらうか。(2)

更に古代スパルタ人も亦土地所有權を全く知らなかつた。共和國は各市民に一定面積の土地を與へた。しかしこれは所有權を與へたのではなくして唯、その利益權を與へたにすぎぬ。スパルタが能く他國を凌駕し、六百年の間不斷の幸福に隆盛を極めたのは一にこの賜物である。然るにやがてスパルタが他の隣邦の如く邪惡と化し從て衰頹したのは執政官が土地所有權を設定したためである。(3)

以上述べたる所に徴して土地所有權が人體權並に動産所有權と密接不可分の自然權に非ざる事は明かである。

マブリーは更に土地所有權を以て社會の自然的基礎となすの教義を批評する。

マブリー論じて曰く、哲學者と目される人々が交々私有財産なければ社會は決して存在し得ないと常に反覆して止まない。然らば社會なるものは所有の享樂を保證するために生れたのであるか。決して左様ではない。人類が接近して社會を形成するに至つたのは専ら人間天賦の社會的性質と相互扶助を必要とする人間の欲望に基くものであつて、決して私有財産を俟つものではない。事實、社會が、既に人口増加の結果、その自然的生産たる漁獵及び狩獵に最早、頼ることが出來ず、土地の耕作に着手するに到るその以前に形成せられてゐたものである。社會の起源に溯れば歴史は人類の社會生活が放浪生活に始まつた事を記録してゐる。かゝる時代に土地を分割する必要があるの

たであらうか。當時土地は何等の價値も價格も有たなかつた。那邊に土地所有權發生の餘地があり、その存在の理由があつたであらうか。又人口が増加し、人類が定着して土地耕作の必要を感じた時に於いても、彼等の心に浮んだ最初の觀念が土地の分割、土地所有權の確立に在つたといふ事も首肯出來ない。事實吾等の祖先は生活必需品獲得の必要に迫らるゝや彼等の勞働を共同に結合し、以て共同の耕作及收穫を營んでゐたものと思考するのが至當である。換言すれば吾等の祖先は久しく財貨共有の生活(4) 即ち共產主義を營んでゐたものである。要するに社會の形成は私有財産に先行する。社會發生の原因を私有財産に求むる事即ち私有財産を以て社會の自然的基礎と看做すことは明かに誤謬であると言はなければならぬと。

かくてマブリーに依れば土地所有權は人體權と不可分の人類自然權でもなく又社會の自然的基礎でもない。然らば此私有財産は如何にして發生せしか。マブリー答へて曰く『土地所有權の最初の觀念は、自ら何等の勞苦を營まず、他人を犠牲にして生活せんと欲する黄蜂の懶惰に基く』と(5)

(1) Mably; "Doutes" Oeuvres T. XI p. 6. 30-31.

(2) Mably; "Doutes" Oeuvres T. XI p. 6. 7-8.

(3) Mably; "Doutes" Oeuvres T. XI p. 7.

(4) Mably; De la législation. Oeuvres T. IX. p. 69-71.

(5) Mably; "Doutes" Oeuvres T. XI. p. 33.

(3)

メリエ、モレリイ、ルッソオと同じくマブリーも亦私有財産を以て社會の根本惡、換言すれば社會に於ける一切の不幸の源泉と看做すものである。

マブリー謂へらく『人類を憐れ一切不幸の主要源泉は何であるか。それは私有財産である』。(1) 『此私有財産は富及條件の不平等の第一因、従て現今一切不幸の第一因である。汝のもの、予のもの、差別は一切の罪惡を生んだのである』(2)と。

マブリーは私有財産の確立が人類社會生活の上に齎らした影響を諸方面に涉つて縷々として陳述してゐる。

平等は自然の要求であつた。私有財産の確立はかゝる人間の自然状態を全く覆へてしまつた。それは人間の自然的感情を惡化せしめ、無用の欲望を激發し、特殊利益を誘致し、剩へ人間を相互に協和せしむる天與の社會的性質を弛廢せしめてしまつた。(3) かくして自然的秩序は私有財産の出現のために永久に喪はれてしまつたのである。私有財産の最大にして且つ直次の結果は富の不平等である。此富の不平等より利益の相違及對立が生れる。かくて自然秩序に代つた私有財産制の社會は貧富階級對立の社會と化したのである。而して此事實は凡ゆる時代、凡ゆる國民に通用の眞理である。

マブリー曰く『土地所有權の確立以來、富の不平等が發生し、此富の不平等より利益の相違及び對立、富の一切の罪惡、貧困の一切の罪惡、精神の鈍下、風俗の腐敗、理性を永久に窒息せしむる一切の偏見、激情が發生するに至つた。…總ての歴史を播けば一切の國民が此富の不平等のために苦しめられし事を知る。富を誇負する市民は生

きるために勞働を強ひられし人々をその同輩として認むることを卑しめる。茲に不正にして横暴なる政府、不公平にして壓迫的なる法律、一言にして蔽へば一切の國民を苦しめてゐる禍害が發生するのである、これが總ゆる國民の歴史が提示する光景である』(4) 又、『私有財産は吾等を貧富の二階級に分つ、富者は常に國家の幸福よりも自家の幸福を選ぶ。貧者は彼を不幸ならしむる政府と法律とを好まぬ』(5) と謂つて社會の階級分裂の原因が私有財産なることを明かにし更に曰く『社會は殆んど到る處に於て壓迫者及び被壓迫者の集會にすぎない。幾千の殘忍なる革命が地上の表面を變へ且つ最も著明なる帝國を没落せしめた事は幾千度ならず。しかし乍ら反復された無數の經驗は吾々をして、吾人が幸福をその存在せざる所に求めてゐることを疑はしむるものはなかつた』(6) 『巨富の形成を許す法律が多數の貧窮者を貧困の中に呻吟させてゐる。都市は互に嫉視反目する暴君と奴隸との巢窟に外ならぬ』(7) と。茲にマブリーの所説は既に近代社會主義者の階級社會觀の口吻さへ髣髴せしむるものがある。更にマブリーは現代社會の機構を衝くこと鋭く『現代社會は土地所有權と貪慾、虛榮の故に、全く相反せる利害を有する相異なる階級に分たる。汗膏と勞苦に依て辛うじて生活を營むため唯その勤勞を有するにすぎざる所の勞働者に對し、彼が最善の境遇に在ることを納得せしむるには雄辯と詭辯術に長することが必要である。他方に於いて總ゆるものを侵略して豊饒と快樂の中に耽溺せる大財産家の存する事は事實である。農民に對し、土地所有權を有つことは單に小作人たる事と同價値であると怎して説得出來やうか。要するに何物をも有せざる人々即ち大多數の市民に對し、彼等は慥かに幸福と享樂の最大量を發見し得る秩序に在るのだと怎して納得せしめ得るであらうか』(8) 『市民の一

部分は貧窮のため愚となれるに他の一部分は豊富のために愚となつてゐる』、『一方に於いて、巨萬の富に傾倒せる懶惰にして痴鈍なる抑壓者があり、他方に於いて、貧窮のために既に思考能力を挽ぎ取られた被抑壓者、——而して是等の野獸は最早自己を人間とは信ぜず、人々に拒まれる僅少の稜草に心を勞してゐるのである。これアッシリヤ人、バビロン人、メデイ人、ペルシヤ人等の古代國民並に大多數の近代國家の歴史である』(10)と述べてその抱懐する階級社會觀を一層刻銘に高調してゐる。

かゝる貧富の階級對立より必然發生するものは是等階級相互間の抗争である。かくて茲に所謂階級闘争の勃發を見る。マブリーには既に階級闘争の觀念が可成の程度に意識せられてゐるのを認める。マブリー曰く『總ゆる罪惡の連鎖を連れば、その第一環は富の不平等に繋る。富は或る尊敬を供與するが故に、富者は公的權力の僭奪に努めざるを得ない。卑陋且つ下賤なる貧困が怎うして是を阻止し得るであらうか。若し富の不平等が甚だ大となつて、最も果敢にして大膽なる富者が公然と暴政を要求するに至らば、貧者は束縛に未だ慣れざるためにせよ將又新なる不正に激昂せしめられしにせよ、蜂起して人類の權利のために奮闘するであらう。茲に幾多の軋轢、葛藤、陰謀、内亂、革命が起り、共和國を寸断せし後、その滅亡を惹起する。何等かの僥倖が此騷擾を中止せしめ又敵對せる兩派が相互に妥協すれば、國家は、協定せる法律が市民を平等に近付けしめる程度の多少に應じて、多少乍ら幸福になるであらう。併し若し此平等が完全でなければ、火は決して消へたのでなく唯、灰の中に隠されたるのみであるから又何れの日にか再燃すると見なければならぬ』(11)と。

マブリーは貧者對富者の階級闘争が、完全なる平等にして實現せられざる限り永久に杜絶する事なきを明言してゐる。

彼は此階級闘争の具體的説明として隨所に古代羅馬の歴史を援用し、パトリシエ對プレビエの抗争を架説してゐる。

以上述べし所を要約すれば、私有財産は一切社會の不幸の根本原因である。私有財産の最大且つ直次の産物は富の不平等である。此富の不平等は社會を貧富兩階級に分裂せしめ、是等階級間に必然、闘争を惹起するが、此抗争は苟も完全なる平等の現出せざる限り絶滅するものではないと言ふに在る。

私有財産を以て一切不幸の根本原因となし社會階級對立の原因と看做すの説は既に此時代に於いては決して新奇のものとは言へない。しかし説明内容の進歩充實と更に階級闘争の必然性と永續性に迄論及せる點は先人殊にモレリイに對し數日の長を示したものと云ひ得る。しかし乍ら是をメリエの熾烈且つ充實せる階級闘争説に比すれば尙多少の遜色あるを免れないが、これは畢竟メリエが實際の體驗者たるに反しマブリーが机上の人であるといふ事實に基くこと否み難い。兎まれマブリーは尙階級闘争を將來社會實現の契機、換言すればこれを歴史進化の推進力とは看做してはゐない。否かゝる所説はいづこにも發見出来ない。唯、階級對立の解消が被抑壓階級即ち貧困者の自己解放力に俟つものでなく、マブリーは是を自然法を體得せる賢明なる立法者の努力に待望するものである。社會主義の到來は歴史進化の必然的歸結でなく、唯自然法の要求する所に合致するものである。而して自然法の發見と實現とは一に懸つて賢明なる立法家の双肩に在る。かゝる立論は同時に又殊に十八世紀社會主義の逸すべからざ

る共通の特徴であり、十九世紀殊に科學的社會主義と峻別せらるゝ所以である。

- (1) Mably; Des droits et des devoirs du citoyen. 1758. Oeuvres T. XI p. 378-379.
- (2) Mably; De la législation ou principes des lois. 1776. Oeuvres T. IX p. 68.
- (3) Mably; "Doutes" Oeuvres T. XI p. 208. De la législation. Oeuvres T. IX p. 44.
- (4) Mably; "Doutes" Oeuvres T. XI p. 10-11.
- (5) Mably; De la législation. Oeuvres T. IX p. 90.
- (6) Mably; De la législation. Oeuvres T. IX p. 25. "Doutes" Oeuvres T. XI p. 138.
- (7) Mably; Entretiens de Phocion sur le rapport de la morale avec la politique. p. 193.
- (8) Mably; "Doutes" Oeuvres T. XI p. 38-39.
- (9) Mably; De la législation. Oeuvres T. XI p. 83.
- (10) Mably; Des droits et des devoirs du citoyen. Oeuvres T. XI p. 382-383.
- (11) Mably; De la législation. Oeuvres T. IX. p. 48-50.

(4)

私有財産の弊害はこれに止らず幾多の呪咀すべき結果を生ずる。貪慾、野心、奢侈、遊逸これである。是等の事物に對する批評に於いてもマブリーの態度は依然頗る強硬を極めてゐるが、その批評の憑據は多く彼が素養の核心たる古代希臘の道德哲學である。

貪慾は人をして、必要以上に致富の業に耽らしむる。マブリーは富の蔑視すべく、質朴簡素の徳を説くこと頻りである。謂へらく『富と遊逸とは人間を墮落させ、且自然の意思に矛盾する。眞に幸福たるには國家も個人も共に質朴なる生活を営まねばならない。』(1) 『富に富を重ねることは有害である。英國は富を積み積む程、戦債を重ね益々多くの敵を作つた。自由はその爲めに一層鞏固とはならなかつた。』(2) 『予は決して貧困を恐れない。蓋し貧困者は正義及法律を尊敬する點に於て富者に優るが故である。ロオマは全世界の富を以てしても尙、夷狄を防禦することが出来なかつた。條約、同盟、平和、戦争は歐洲に於いて殆んど唯、金錢の問題たるにすぎない。富に基く優越何するものぞ。』(3) 『富は決して國民の繁榮をもたらすものではない。』(4) と言ひ又『幸福は貪慾と野心に伴ふ不安、驚愕、騷擾の中にはない。又予はこれを銀行や外國品の倉庫の中に求むるものではない。蓋し予は幸福を最も厳しく見ゆる窮乏の中に見出す事が出来るからである。スパルタ人を見よ。彼等は貧困、節制、質朴、勇氣を誇り、公正にして何物も恐れなかつたので幸福であつたのである』(5) と言つて質朴堅實なるスパルタ人の生活を禮讚してゐる。

富有は必然奢侈を惹起する。マブリーは又奢侈の害毒を嫌惡して止まぬ。謂へらく、『奢侈は國民の窮乏の證據であり、國家衰微の前兆である。十六世紀以來に於ける奢侈の發展は一大不幸である』(6) 『奢侈は強者の中に暴政の精神を發達せしむると共に大衆を墮落せしめ、日に日に益々魯鈍たらしめ、これをして隷屬に慣れしむる』(7) 『人々は快樂及虚榮の欲望を増大して自己の幸福を増進せんと欲してゐる。』(8) 『吾等の快樂品と商品の製造に従事するものが増加すればする程、吾等は幸福ではなくなるといふ事を認めないとは何たる愚かな事であるか』(9) 『近世國家に於いても奢侈の利益はもたらした不幸なる風俗を償ふに足らぬと』(10) 更に他の個所で謂ふ『今日、奢侈及遊逸の飽くことを知らざる吾等の欲望は土地を耕作すべく運命づけられた不幸な人々を抑壓することを絶へしめな

い。若し總ての人々が労働に参加せば、労働者を惱ませる労働は變じて樂しき娛樂となるであらう。吾等の貪慾が彼等を貧乏にしてゐるのである。彼等が額に汗して造出せし果實の真中で、彼等の受くる所のは唯、僅少の牧草許りである。』(6)

かゝる意味からマブリーは「立法論」の初めに於いて瑞典國勢の萎靡不振が商工業の發達を沮止せる奢侈禁止法に在りとなす一英人の言を反駁して、斯法こそは却て同國の幸福を齎らすものであると論じてゐる。

- (1) Mably; De la législation. Oeuvres. T. IX p. 11.
- (2) Mably; op. cit., p. 15.
- (3) Mably; op. cit., p. 19-20.
- (4) Mably; op. cit., p. 12-13.
- (5) Mably; Observations sur l'histoire de France. Oeuvres T. I. p. 247.
- (6) Mably; Des droits et des devoirs. Oeuvres. T. XI. p. 381.
- (7) Mably; Oeuvres T. III. p. 100 (Observation sur l'histoire de France.)
- (8) Lichtenberger; op. cit., p. 233.
- (9) Mably; De la législation. Oeuvres. T. IX p. 39.

(三) 共產主義論

(1)

斯かる事態に鑑て、立法者の使命は自然の心願たる絶對的平等の實現になければならぬ。而して斯る平等は唯、

財貨共有社會を俟て初めて可能である。財貨共有社會が眞正の自然的秩序と稱せらるゝ所以である。従つてマブリーの共產主義はモレリイに於けると均しく歴史的必然性を有つものではなく、唯、自然法の名に於いて要求せらるゝ所のものである。

マブリーの財貨共有の觀念は彼に於いて比較的初期以來の思想である。吾人は曩にマブリーが一七五七年タンサン外相と分袂して政界より思索生活に轉ぜし時代に彼の思想に根本的變革の行はれつゝあつた事を述べた。果哉彼は此時代に舊制度の熱心なる擁護者たるの地歩を抛擲して早くも後年共產主義者たるの片鱗を示してゐる。即ち一七五八年の著作「市民の權利と義務」(「Des droits et des devoirs du citoyen.」)の中で、彼は人類を惱す一切不幸の主源泉が私有財産なることを述べたる後、財貨共有社會への思慕を吐露して曰く、「此悲しきバンドラの箱(私有財産)より生じた無數の不幸を見た吾等は、リクルグスがスパルタに於て確立し、プラトンがその共和國の中に復活せんと欲したかの幸福なる財貨共有社會を熱望すべきではないか」と言ひ更に共有社會の描寫を試みて曰く「…共和國—そこでは總ての同輩、總ての富者、總ての貧者、總ての自由人、總ての兄弟、吾等の最初の法律は何物も決して私有としないであらう。吾等は吾等の労働の果實を公共倉庫に收容する。それは國家の寶庫となり、萬人の財産となるであらう。家父は老若を問はず、各個人の欲望に應じて必需品を分配し、各個人に共有社會の要求する勞務を指定し、國內に良俗を保持するの任に當るべき會計係を選擧する。…貴下はかゝる立法の下に人類が高貴となり且難なく幸福を發見するとは考へないか。かくの如く讚美された黄金時代の空想を實現することは一に人

類に懸つてゐた」と。(2)

而して、斯る財貨共有の要求が決して一時の落想でない事は彼が思索の進展と共に此要求が益々切實となり鮮明となれるに徴して明かである。一七六八年出版の前記フィジオクラフト駁書『政治的社會の自然的且本質的秩序に關して經濟哲學者に提起せし疑義』に於いて、マブリーは私有財産と條件の不平等を以て社會の自然的秩序となす重農主義者リヴィエルの見解を極力排撃して、財貨共有の社會こそ眞正の自然的秩序なる所以を縷々として解明してゐる。謂へらく、『吾人が土地財産と條件不平等を案出するの不幸を有つて以來、貪慾、野心、虛榮、羨望、猜忌が吾等の心に占據して是を惱まし、且つ政府を領有して是を苦しめねば止まぬ。財貨共有社會を確立せよ。然らば條件の不平等を樹立し、此二重の基礎の上に人類の幸福を確立すること程、容易な事はない』(3) 『予は財貨共有社會の愉快なる觀念を抛棄することは出来ぬ。…縦令土地所有權が富の増殖にとつて極めて有益であるとしても、財貨共有社會を擇ぶ可きであらう』(4) 『リクルグスの如く財貨共有社會を確立すべきではなかつたか』(5) 更に謂ふ『立法權をして正軌を逸脱せしめざる唯一の安全なる方法は財貨共有社會並に條件の平等を確立するに在る。蓋し常に一般的利益を征服する特殊的利益を破壊するものは此方法以外には存在しないからである』(6) と。而して彼はかゝる財貨共有社會の實例として古代スパルタ、パラガイ、ユッロン人、イロコイ人を挙げ特にスパルタ及パラガイの財貨共有社會に共鳴し、その何故に衰亡するに到りしかを述べてゐる。

彼の主著『立法論別名法律原理』に至れば、彼の社會思想の體系は全く完成し、而して専ら財貨共有並に是に關す

る諸般の問題が系統的に論述せらるゝに至て居る。

マブリーは財貨共有の觀念を那邊に得たか。彼の興味と涉獵の中心が古代希臘の賢哲の著作に在つた事は曩に吾人の述べた所である。彼の社會思想一般の構想が是等の賢哲の研究に汲み出された事は疑ひ無き事實である。先づプラトンである。彼に對するマブリーの傾倒と造詣とは深い。しかし、彼は決してプラトンの共產主義に満足するものではない。彼は屢々隨所にプラトンを引照し、彼が聰明と傲眼に對しては推稱の言を惜んでは居ない。彼はプラトンの共產主義を評して、彼が財貨共有制を政治家並に軍人に限つて、是を一般市民に延長しなかつた事を以て、失敗の原因であると言つてゐる。曰く『完全なる共和國の圖面を吾等に提示せんと欲した此哲學者(プラトン)が、その企圖に於て失敗せし事は予の遺憾とする所である。蓋し彼は彼が政治家を遇せしが如くに一般市民を遇することを敢て爲さなかつたからである』(7) 更に謂ふ『政治家及軍人の間に於けると同様に一般市民の間に財貨共有制を建設せしならば、永存の必要手段をそれ自身の中に發見するが如き共和國を建設することは容易であつたであらう。しかしプラトンは此肝甚の點を缺いてゐた。…これ程彼にとつて高價な損失はなかつた』(8) と。マブリーがプラトンに慚らなかつた事は是等の言に徴して明かであらう。彼自ら『プラトオを棄てる。予が彼のそれよりも一層完全なる共和國を建設せんと考てゐることを恐るゝ勿れ』(9) と言つてゐる。

而して此完全なる共和國とは彼に據れば古希臘の最大の立法家リクルグス(Lycurgus)に依て確立せられたスパルタの共和國であつた。寔にリクルグスの名は彼が隨喜渴仰して止まざるものであり、彼が治下のスパルタは彼が

求むる理想社會の標本であつたのである。彼が如何にリクルグ스에傾倒してゐたかは前記の引用に依て容易に看取し得られるであらう。彼は謂つてゐる「スパルタ人は六百年間、最も完全なる平等の裡に生活した。六世紀の間存在せし諸制度は決して一時的の流行、熱情、狂情に基くものではなかつた。それ故に數百年の間、存続し得られたのである。かゝる一大奇蹟を成し得たるリクルグスの秘訣は那邊に存在したか。彼は土地を平等に分割することに嫌らず、又一時的財貨のみを生産することにも満足せずして、土地所有權を市民から沒收してしまつた。土地は共和國の所有に屬し、共和國は其一部分を夫々各家長に分與し彼をして單なる用益權者の資格に於いて是を享樂せしめたのである。縱令スパルタ人の間に種々なる情弊が潛入し、遂に彼等が任意に土地を處分し得る支配者となり且つこの悼しき革命が共和國やリクルグスの法律を空しく破産せしめたにしても尙吾人は此事より私有財産の性質に關する最も有益なる教訓を抜き出したと思はれるし又此事實より吾人は唯財貨共有社會に於いてのみ幸福を發見し得ると結論しなければならぬと考へらるゝ」¹⁰。

マブリーの財貨共有の觀念がリクルグスの立法並にプラトンに鼓吹せられたものであり、彼が求むる財貨共有社會の理念型がスパルタの共產主義であつた事はこれに依て明かである。彼の理想は將來に存せず、寧ろ過去に存したのである。彼の共產主義が復古的と稱せらるゝは一にこのためであつて、モレリーの共產主義との相異點も亦實にこの點に存すると言はなければならぬ。固より彼が共產主義觀念の形成に寄與したのは獨りこのリクルグスの立法のみに止まらない。彼は又バラガイに於けるゼスキット教徒の共產社會やアメリカ及アフリカの未開蠻民に於け

る原始共產社會の事實を捉へて羨望的口吻を洩してゐる。是等の事實が多かれ少なかれ彼の財貨共有の觀念を刺戟したであらう事は容易に推測し得る所である。しかしそれにも不拘此點に於ける彼の關心の中心點が何れにしてもリクルグス時代のスパルタに在つた事は拒み難き事實であると言はなければならぬ。

建設せらるべき財貨共有社會の内部構造は如何なるものであるか。由來社會思想家は此問題には少なからざる關心を持ち、奔放なる想像の翼を驅使して敘述大いに努むるのが普通である。プラトン、モオア、カンパネルラ何れも然り。モレリーの如きは「自然法典」の第四章を全く此敘述に割愛して、巨細に共產社會の基本的構造を描いてゐる。然るにマブリーは全く是等と趣を殊にし唯、「市民は種々なる階級に分たれる事になると予は考へる、即ち最強健者は土地の耕作に従事し、他の人々はその社會の必要とする粗野なる技術に従事する。到る處に共和國の富を貯藏すべき公共倉庫が建てられる。眞に國家の父たる政治家は良俗を保持し、各家族に所要の事物を分配するといふ職務以外の職務を持たぬ事となる」⁽¹⁾と言ふのみにて此以外に何處に於いても別段の説明を與へてはゐない。これは恐らく彼の理想の標的が既存のスパルタの共產主義に在つたがため別段説明を要せずと考へたからであらう。

(1) Mably; Des droits et des devoirs du citoyen. 1758. Oeuvres T. XI p. 379.

(2) Mably; op. cit., p. 383-384.

(3) Mably; "Doutes proposés." Oeuvres T. XI p. 18

(4) Mably; op. cit., p. 13.

(5) Mably; op. cit., p. 19.

- (9) Mably; op. cit., p. 157-158.
 (10) Mably; De la législation. 1776. Oeuvres T. IX. p. 93
 (11) Mably; op. cit., p. 94. 96.
 (12) Mably; op. cit., p. 97.
 (13) Mably; op. cit., p. 66-67.
 (14) Mably; De la législation. Oeuvres T. IX. p. 75-76

(2)

マブリーの求むる理想社會が財貨共有制の社會、換言すれば共產主義社會である事は既に述べた所であるが、然らば此財貨共有社會は如何にして實現せらるべきや。

社會變革の方法に關し、彼の態度が其初期に於けると後年に於けるとの間に顯著なる相違を示せる事は看過する事は出来ない。彼が初期の態度は革命的色彩を帯びてゐた。此時代の著作は隨所に革命的口吻を洩らしてゐる。固より彼は社會變革の方法として革命に依るの外なき事、換言すれば革命の絶對的必要を説く事はなかつたが、事態の是を要求するに於いては革命又止む可からざる手段であると思惟してゐた。一七五八年の著『市民の權利と義務』に於いて彼は述べてゐる『予は總ての市民が社會の幸福を造り出すことに最も適當せる政府を冀望する權利を有する事、而して、深慮が提供する一切の手段に由て、此政府の確立に努力する事が彼の義務であるといふ事を主張する』、『内亂は時に依ては一大善事である。…手足に壞疽を生じたる時、此れを切斷する事は善事である。斯くて内亂も、

若し社會がかゝる手術の助を藉りなければ壞疽のために潮死の状態となり、比喩を用ひないで言へば、専制政治のため死の危険を冒す場合に於いては、善である』、『又常に内亂を不正視する事は善良なる風俗及公共の利益と全く相容れざる教義である。…國民に永久不變の忍耐を強制することは王侯をして暴政に赴かしめ、且つ彼等の道を平坦ならしむる事である。…國內の敵に對して反抗することを欲せざる國民は必然抑壓せらるべきであらう。…暴力の權利が諸權利中、最も神聖のものではないにしても、人間の間に理性と道德の何等かの原則が存在せるにしても、正義は、法律を破壊し若くは專制的權力を篡奪するために巧に法律を濫用せんとする壓迫者に反抗すべく武力に訴ふることを許すのである』、『(3)』と言ひ更に『予の敵の暴虐が不正であればある程、予は彼に對して主張すべき權利を持つ。彼が予より人類に不可欠的に所屬する利益を奪ふならば予は彼の虐政に對して主張すべき人類の總ゆる權利を持つ。予が救済に備へるものは予の勇氣である』、『(4)』

語調は可成り激越である。是等の引用に徴すれば、彼が時に應じて暴力革命の必要を是認し、革命的變革の可能性を確信してゐた事は疑を容れない。

然るに此革命的傾向は後年に於いて全く姿を潜めてしまつた。後年の著作は革命的口吻の跡を絶つてしまつた。嘗ては暴力革命を敢て辭せずとなし、革命的變革の可能性を信頼せし彼が今や前説を翻へし却てその無謀架空を戒しめ縷々として社會進化の繼續性を力説する一個の冷靜なる現實的進化主義者の面目を鮮明に示せるのを見受ける。マブリーは由來卓絶なる歴史家である。かゝる變化を齎らしたものが歴史家としての豊富なる史實の造詣と歴史進

化に對する認識の深化に負ふものであることは何等疑を容れる所がないであらう。

かくてマブリーは一七六五年の著、「Observations sur l'Histoire de France」に於いて「徐々にも漸次に善を行ひ、吾人が忍耐を以て跋渉しなければならぬ中間の里程を急遽として飛躍することなき方法」(5)こそ望ましきものであると稱して漸進的變化の要を説き、更に「立法論」に於いて一層明確に這般の次第を力説して曰く「如何に重大なる事件たりとも一日にして國民の性格を變更し得るものではない。従て若し政治にして新法典に依り國民に突然新精神を興ふる事が出来るものと思考するならば、それは非常識であらう。予は社會に一般的にして且急激なる革命を惹起した所の記念すべき事件を研究した。而して予は常に、是等の創造的事件が若し他の多數の事件の後に現はれること無く而も、漸次革命を準備するに至つた所の諸事情の下に發現しなかつたならば決して何事をも成就することが出来なかつたであらうと言ふ事を認めたと信する」(6)と。

茲にマブリーは社會の變革が如何なる大事變に依ても突變的に且つ飛躍的に成し遂げらるゝものではなく、久しきに亘る事物の繼續的漸進的發展の結果としてのみ行はるゝ事を明かにしてゐる。革命的態度は全く影を潜め現實的進化主義者の面目躍如たるものがある。進化の理法は今や彼の能く會得する所となつたのである。

マブリーが理想としては財貨共有社會を憧憬し乍ら、其現實に於ける實行不能を悟得し、従つて敢て其實現を提議せんとせざるは一にかゝる事由に基くものである。マブリーは「條件の平等を確立すべく提議すべきであるか。否然らず」とのリヴィエルの言葉に和して「余も亦同感である。(蓋し)今日禍患は餘りに根深いので、是を矯正する

ことは望み難い」と言明してゐる。この章句は彼が共產社會の實現てふ當初の理想を放棄せしには非ずやとの感を抱かしむるもののみならず又事實或學者に依て、彼が初志を放棄せし明かなる證據なりとして屢々引照せられる所があるが、こは皮相且失當の解釋であつて、決して彼の眞意を汲めるものではない。事實彼は決して本來の持説を反覆せるものではなく唯この章句に依て、理想とせる共產社會の實現の遽かに刻下に期し難く、必ずや一定期間の進化を俟たざる可からざる所以を婉曲に披瀝せるに過ぎないのである。理想として共產主義を抱懐し乍ら、現社會の狀勢上遽かにその實現の期し難きを洞察せる點、プラトン、モレリーの徒と其軌を一にしてゐるのであつて、茲に冷靜なる歴史家の面目が躍如としてゐるのを見る。

- (1) Mably; Des droits et Devoirs du citoyen. Oeuvres T. XI p. 323.
- (2) Mably; ididem. Oeuvres T. XI. p. 325.
- (3) Mably; ididem. Oeuvres T. XI. p. 333-334.
- (4) Mably; ididem. Oeuvres T. XI. p. 347.
- (5) Mably; Observations sur l'histoire de France. p. 235-236.
- (6) Mably; De la législation. Oeuvres T. IX. p. 248-249.
- (7) Mably; "Doutes" Oeuvres T. XI. p. 19-20.

(四) 社會改造方策

(1)

人類の眞正の幸福は財貨共有社會を措いて他に求むる事は出来ない。然るに斯種社會は往昔、吾々の祖先の政治的立法的錯誤に由て不幸にも導入された私有財産のために地上から其姿を消してしまつた。今日之を再現する事を眞に火急の要望ではあるが、古來、財産制の齟らした弊害深く社會に根差して到來この事あるを許さない。マブリー謂へらく「條件の平等を再建せねばならないか。メルシエ・ド・ラ・リヅイエル曰く、否と、予も亦同感である。即今其弊害根差す所餘りに深く、これを治癒することは望み難い」と。一見この章句はマブリーが畢生の目的たる共產主義を或は放棄せしには非ずやの疑念を抱かしむるが、然しそは皮相の解釋である。彼の眞意は決して些の變化を來さない。彼は唯當今、財産制の病弊深く社會に浸潤するの餘り、直に共產社會を實現する事の無謀且つ至難なるが故に姑く他の便宜的手段に由て、その階梯となし、順次、共產社會に接近するの外なき事を暗示せしに止る。マブリーは早急なる社會改造を戒めて、立法者をば逆風の中を巧に迂回して航行する船の水先案内に喩へて曰く「最早平等が存在せず、土地已に分割せられ、財貨共有社會の再建が不可能なる今日、立法者のとる可き責務は何であるか。斯る場合に際し立法者は宜しく逆風に進路を妨げられてゐる水先案内を模しなければならない。彼は決して激怒に身を委せない、彼は迂廻して進む。彼は最も速かに進めるやうに帆を處置する。私有財産の生んだ諸激情は恰も海上の風の如きものである。決して之に逆つて進んではならぬ。逆へば却てそれに曳摺られて、沈没してしまふ。唯、水先案内と立法者との間に存在する相違點を看過してはならぬ。前者は天候の變化に左右されて暴風を征御する事は出来ないが、後者はヴァジルのネプタンの如く、必要な場合にはアキロンやボレーを抑へてゼフィルのみを海上

に吹かせる事が出来る」と。マブリーの便宜主義現實主義の態度が茲に躍如としてゐる。人間としては不羈狎介、其理論に於ては終始強硬且つ理念的なる彼も、その實際に於いては周到冷徹なる日和見主義者である。マブリー研究の一權威 Edgard Allix が彼を評して「實際に於いてこの共產主義者はよく諸事情に順應し、必要が要求する諸讓歩を爲す事を辨へてゐる」と言ひ、更に「絶對的急進主義は限なく、理論の高地を支配してゐる。相對主義は實踐の低地を支配してゐる」と言つてゐるのは蓋し適評である。

社會改造は一個の詭計を必要とする。即ちその第一着歩は直ちに當面の敵たる財産制に攻撃の鋒を向ける事なく、姑くこれを社會の秩序、平和、安寧の基礎として、慎重なる尊敬を拂ひ、先づ財産制の生める二大惡徳たる貪慾並に野心の撲滅に着手し間接に私有財産其物の根底を覆へすに在る。これ社會改造の戰略であつて、私有財産を有効確實に打倒するために操る可き必要なる計略である。攻撃の矢を直接に私有財産の上に向ける事は決して策の得たるものではない。姑く是を是認し、眞に尊敬するか如く裝ふて、先づ其結果たる二大惡徳貪慾と野心の撲滅を圖る事こそ結局に於いて、私有財産をより、有効確實に覆滅するの賢策である。立法者は斯るトリックを決して忘れてはならぬ。

立法者の第一責務は其故に、私有財産の生んだ二大惡徳貪慾並に野心の撲滅に在る。これに就てはマブリーは次の如く言つてゐる「私有財産の生んだ二大惡徳貪慾と野心とを撲滅する事なければ假令他に如何に法律に法律を重ねても徒勞である。而して茲にこそ總ゆる立法の要諦は存在する」と。

『社會の恐る可き二敵』貪慾並に野心を撲滅する方法としては唯彼等の犯す罪過に對して嚴刑を課するを以て足れりとしなす。蓋しこの二大激情は常に活動的、常に冷冽にして、且又變裝するに巧みであり、之を抑制するに斯かる嚴刑手段のみを用ふる立法者の愚鈍を嘲笑するからである、従つて要は吾人をして貪慾並に野心を持たしむる諸誘惑を隔離して、是等の激情を睡眠させ、麻痺させて置く事である。一言にして蔽へば貪慾並に野心を俟たづとも人間が幸福となり得る様に市民の私生活並に政治機關を處理しなければならぬ。茲に立法の精神がある。(5) マブリーは斯かる見地から以下述ぶるが如き諸方策を提唱するのである。『立法論』の最後の三篇は悉皆是等方策の詳細なる説明に捧げられてゐる。

(1) Mably; "Douces" Oeuvres Tome XI. p. 19-20.

(2) Mably; Legis. Oeuvres T. IX p. 108.

(3) Edgard Allix; La philosophie politique et sociale de Mably. Revue des études historiques. 75. Année. 1899. p. 122. 123-4.

(4) Mably. Legis. Oeuvre T. IX p. 113.

(5) Mably. Legis. Oeuvres T. IX p. 114.

(2)

第一着歩は國家の貪慾を克服するにある。先づ國家自ら節制と徳性の範を垂ればならぬ。蓋し政府が貪慾且つ利己的たるに應じて人民も亦富を尊重するからである。スバルタ並にローマの史實に徴する時、凡そ淳朴の風

俗は唯欲望少なき國家にのみ存在する。かゝる國家に於いて始めて政治家は誘惑に陥る事なく一身の高義を堅持する事が出来る。故に立法の第一着歩は國家の財政を緊縮する事に在る。これは又リクルグスの原則であつた。この目的のためには國家の欲望と所得とを可及的に減少すべきである。欲望と所得とを減ずる方法は減税に在る。立法者は宜しく減税に努力しなければならぬ。立法者の政策の規準が茲になければ國家の欲望は日に増大し、惡徳を醸成するに至る。國家の欲望少なければ、之が充足にはより、單純なる方法を講ずれば足るべく、かくて人民を誅求し、國庫を攪亂せしむる口實を政府に與ふる事が無い。富裕なる國家は經濟の價値を辨へず、自ら金錢を尊敬し、人民に金錢愛を鼓吹する。結局、自己の欲望充足のため人民を苦しめねば止まない。貪慾が増長するに伴れ、貧富の懸隔は益々増大し、延いては常に貧富に伴ふ惡徳の急速なる増長に對して如何なる法律も早や策の施す法を知らざるに至る(1)。

國家の財源は何處に求む可きか。本來金納を排し勤勞を徵收すべきであるが、この勤勞も亦今日私有財産制の下に於ては一として無價物は存在しないが故に、國家と雖も亦、その存続には一定の所得を必要とする事は自明の事實である。然らばこれを何處に求むべきか。賦役は如何。これは平等に矛盾する。生産物を以ては、國家の欲望に充分ならず又政治家の貪慾を刺激する事無しとしない。適當の財源たり得ない。然らば如何なる租税に依るべきか。間接税は政治家に對して、其激情を充たし、且つ人民を欺瞞する無數の口實と手段とを供與する。唯一不可侵の法則は土地直接税である。マブリーは此點に於いてフイジオクラットと軌を同うする。土地直接税を唯一公正の財源となす

彼の論據は如何と言ふに、彼に由れば、總ての他種の課税は人民にとつてより、以上に過酷であり、又他の方法に由て徴收せらるゝ租税は總て、常に地主に歸屬する事となるが故である。自己の勞働以外には何物をも持たない人間が何等かの貢納を負擔するは不當である。肉體、仕事、汗苦を國家に献上した上に、自己の所有せざる土地を耕作し、守護して得たる所得の一部を再び、國家が徴收する事は不法である。かゝる不法は人民をして祖國愛を減殺せしめ、人間最大の恥辱たる乞食生活に導く。(2) かゝる弊害を避けて、唯一公正の課税は直接土地税以外には決して存在しない。

國家の貪慾に次いで政治家の貪慾を克服せねばならぬ。財富を以て政治家の資格條件としてはならぬ。蓋し政治家の欲望は一般人民の欲望に比して一般に國家の欲望を増長せしめ易き傾向があり、又その操行は社會一般の徳行を決定するものだからである。この點を嚴戒すれば一國の政治の掌に當るために貪慾となり、又致富に腐心するが如きは噴笑の至であらう。先づ法律により、政治家の地位を無償となし、此れを唯、義務、勞苦、心配、名譽と看做すに至れば普通人民は敢てこの地位を渴望するものは無いであらう。古ローマの隆盛はこれが賜物であつた。世人は謂ふ、「勞力に對して報酬は當然である」と。しかしこれは卑むべき奴隷根性である。又或は言ふ、政治家は私事を忘れて貢獻してゐる。國家がその賠償に任ずる事は當然ではないかと。しかしこれは町人根性である。(3)

國家並に政治家の貪慾を撲滅すると共に又人民の貪慾を抑制する事を忘れてはならぬ。人民大衆の激情を放任する時は必ず政府に傳染し之を壓迫するに到るからである。已に私有制の確立された以上は致富貨殖の渴望を拂拭す

ることは徒勞である。要は法律によつて、貪慾を緩和し、指導し、障壁を廻らして、國家を攪亂し、墮落せしむるが如き公的、家庭的不幸を惹起する事なからしむるに在る。清貧の徳を教へ、高潔の美を人民に説かねばならぬ。

貪慾克服の方法として禁奢法の制定は慥かに有効である。本來奢侈と良俗とは決して相容れるものではない。禁奢法が嚴格なれば其丈け富、不平等の弊を矯める事が出来るのである。(4)

凡そ世人が富を愛好する所以は、現今の法律が、尊敬と名譽とが富によつて購はるゝ事を默許してゐるからである。禁奢法は宜しく斯ゝる富、誘示を抑壓せねばならぬ。富に依つて名譽、尊敬を獲得し得ざるに至れば富者は勢ひ自身の功績のみによつて是を贏得るに努力せざるを得ざるに至るであらう。同様の見地より彫刻繪畫の如き洗練せられたる美術は淳良なる社會秩序に望ましからざるものである。それは決して奢侈の結果なるが故ではなく、その社會秩序に憂慮すべき影響を及ぼすが故である。有用なる技術に對しては宜しく適當の粗朴性を保持して置かねばならぬ。(5) 近代産業の洗練されたる技術を社會秩序の維持に有害無益なりと思考する點に於いてマブリーはルソーの文明呪咀の思想と靈犀相通するものがある。彼は退嬰的、反動的傾向に強い。(6)

無數の欲望を喚起し、奢侈を奨励するものに商業がある。マブリーが商業を排除せんとする所以である。謂へらく、本來商業なるものは専ら貪慾によつて企てられるものであるが故に、商業精神は本質的に善良なる政府の精神と氷炭相容れぬ。商人は何等の祖國を有たぬ。貪慾これ彼等の道徳律である。されば古代國家は之れを奨励する所

か却て之れを賤しめ、之れを奴隸又は賤市民に委ねた。商業の利害が國家の利害たらん事を恐れたからである。吾人は、虚偽の繁榮に眩惑され、商業を名譽ある業務として、主要市民に許可し之れを獎勵してその結果、自ら、野心と貪慾の擒となり、國內に於いては不幸となり國外に於ては自ら克服し得ざる所の敵を造り出して、自ら没落したカルタゴ國民の前轍を嚴戒しなければならぬ。商業を殷盛ならしめ、多額の金錢を獲得せしむる法律は決して社會を眞に繁榮ならしむるものではない。致富の唯一道は些額の富に満足することを知るに在る。(?)

商業に對するマブリーの態度は上述の如く峻烈苛酷であるが、しかし彼は必ずしも絶對的に是を排除せんとするものではない。奢侈並に虚榮を伴はず、單純、淳朴なる欲望の充足に資し有害邪惡の激情を喚起せざるに於いては之れを承認するも可なりとするものである。有用なる目的のために行はる商業と雖も一度上記の限界を超へ腐敗によつて社會の紐帶を弛緩せしむるが如き虞ある場合は國家は宜しく之を嚴重に制馭すべきである。しかし果してかかる場合、國家が商業を特定の限界に抑止せしめ得るや否に關してはマブリーは聊か疑念を抱いてゐた。

市民の貪慾制馭の有効手段に相続法の制定がある。本法律の精神は巨富が同一人に蓄積さるゝを防遏する事に在る。この目的のため先づ資産の賣買讓渡を制限する規定を設くる。遺言を承認しない。國家は溺死者の資産處分權を有す。若し右溺死者に對しその所有資産の任意處分權を許可する場合は、彼が右資産を生前側近の家僕の忠節愛情を表彰し、かくて富者に有害なる若干の富を貧困階級の手に歸せしむる事を條件としなければならぬ。曠缺相続の場合には親等を嚴定し、その範圍を徒らに擴大せざる事。相続人一人娘の場合には巨額の資産を夫家に持參する

事となり、必然、浪費を獎勵し、家憲を紊り、延いては社會の道德を危からしむる虞あるが故に、相続財産金額中その三分の一のみを彼女に相続せしめ爾余の三分の二は新に二名の養子を設立して夫々に分與する事とする。全く相続人なき場合には財産は直に國家に歸屬するものとなし、國家はこれを被相続人の近隣に居住する貧窮家族に平等に分配するものとす。これによつて一は富者の貧者に對する隣人同胞愛を喚起せしむる。要するに善良なる立法の使命は貪慾と野心とによつて不斷に蓄積せらるゝ富を不斷に解體し且つ分割する事に在ると言はなければならぬ

Socrates

古典の讚仰者たるマブリーは古代羅馬の賢哲リキニウスによつて創唱されし農地法を想起し、その故智に倣つて大面積の土地の少數者の手中に集中する事を阻止せんとする。貴族、僧侶、平民の諸階級に分裂せる現社會に對して古法律たる農地法を踏襲する事は固より困難とする所であるが故に、今日に於いては同一精神に基く他の法律を制定しなければならぬ。即ち各階級に對し夫々特定せる同一面積の土地を配分する。かくすれば特定階級の個々人の土地が増減しても、各階級の夫々の全財産は何等の變化を蒙むる事がない。従て何れの階級も他の階級の屈辱を受ける事がない。これによつて他階級の權利侵害は防遏され、各階級間の均衡は保證される。立法の趣旨は巨大なる富の集積を妨止するに在るが故に、國內に於いて集積を禁止する以上、自國市民が國外に於いて富を蓄積し、之れを自國に齎らす事も同様に禁止されねばならぬ。蓋しこれによつて最も賢明なる政府の調和を阻害することは必定だからである。(?)

貪慾の克服と共に緊切なるは野心の抑制である。前者に偏して後者を閉却する事は結局其何れをも有効に克服する所以ではない。蓋し、是等二個の激情は緊密にして、且永遠の同盟を結び、相互に支持し合つてゐるからである。富者の存する所には勢力家あり、又勢力家の存する所に聽て富者を生ずるのは事物の理である。一方を許すは他を奨励する所以である。貪慾の克服と相並んで野心克服の忽にすべからざる所以である。

貪慾克服の場合と同様、先づ問題となるものは國家の野心を如何に處理するかである。國家の野心は必ずや人民に感染するからである。國家の野心は領土擴張に在る。然るに自然は大國を形成すべき使命を吾人に與へてゐない。大國は自己自身の重壓のために互壞する運命を有する。立法者は領土の廣大が國家の幸福並に國威を伸張する所以に非ざるとの確信の下に、領土擴張のため國家が、戦争を行ふ事を堅く禁止すべきである。侵略戦争は罪惡であり、防禦的戦争は國家の堡壘として例外的に是認される。従つて市民をして自己の幸福を自ら防禦し得るに足る兵士たらしめ、有變に際し、潔く祖國のために死するの決意を養成せねばならぬ。戦争は國家の破滅に次ぐ最大の不幸であり、平和は、法律の保持に次ぐ最大の幸福である。自己防衛のために企てられた以外の戦争は悉皆、不正である。宣戰は慎重熟慮の後に爲さる可きである。専ら平和維持を唯一の使命とする政治家常設團體を設立して、隣邦との確執を回避し、國際情誼の涵養に努め、一度紛議發生せし場合にはこれが解決に鋭意努力しなければならぬ。マブリーの理想とする國家形態は聯邦共和國である。これこそ政治が到達し得る最高完成體である。(10)

政治家の野心は之れを如何に克服すべきか。行政權を分割して、夫々各政治家に分擔せしむ。相互に他の監視者となる。政治家は夫々自己の權限に制限ある事を常に同僚に聞かされる。彼等は自己の限界を超へざる限りは何者の反對にも逢ふ事がない。之に反し若しその分限に満足せざるに到る時は忽ち八方の異議によつて自己の分限に逐ひ戻されるが、若し此場合自ら非を改むる事が出来なければ刑罰を受くる事となる。立法者は彼等に對し餘りに廣汎且つ多數の職務を課さざる事が必要であり又陥り易き誘惑を遠ざける様注意せねばならぬ。従つて又其任期を短縮して彼等をして動もすれば權力に押れしめ、法外な野望を抱く事なからしめる。(11)

一般市民の野心を克服するに當つて先づ考慮すべきは市民中、所謂貧民と稱せらるる社會大衆の利益である。彼等は自ら一個の人間である事を忘れ勝であるが故に、立法者は宜しく彼等をしてこれ以上墮落する事なく、自己の尊嚴を自覺せしむるに努力しなければならぬ。彼等の労働は劣等苛酷なるを常とするが故により、勝れたる方法によつて自己の労働を遂行する者に對しては是に充分の報酬を供して彼等の地位の向上を圖らなければならぬ。先づ彼等を斯かる境涯に陥らしめたる貧困から救出する事が急務である。乞食状態の存在は政府の恥辱であり、政府の存在を薄弱ならしむる。貧民が輕侮せらるる程權門富者の倨傲尊大は顯著となり、壓迫的となる。こゝに農民一揆或ひは労働者の暴動が生じ、國家の存在を危からしむる。野心が尨大なる計畫を胎生するのは正にかゝる時である。かゝる大衆の破壊的運動は一切の大膽なる市民の野心に對し、乘ずるの間隙を與へ、國家を危機に臨ましむる。(12) 市民の野心を克服する一方法は、對蹠的にその智徳を奨励するに在る。その實際的方法として、政治家の地位を

以て市民の智徳に對する最高報酬と定め、智徳に長ずるものは何人もこの地位に就任し得るものとする。かくすれば陰謀と詐欺とによる獵官行爲は消滅し、智徳に對する一般的競争心が鼓吹せられ、善を愛し、功徳を尊重するの慣習が自ら涵養せらるゝに到る。かくて眞に偉大なる政治家が出現する事となる。(13)

曩に貪慾克服の一方法として一種の農地法を提議せしと同様の精神を以て、官職均分法 *Jobs dignitaires* を制定する。本法の趣旨は各階級に對して、夫々、同一數の官職を配分し、相互に他の權力領域を侵害する事ならしむるに在る。換言すれば貴族政治の發生を防止する事に在るのである。

階級分化の状態は立法者の注目を要する點である。一般的に言へば階級分化は多岐に亘る程一層望ましい。何となれば階級數多ければ多い程、階級間の不均衡、並に懸隔は少となり、殆んど一切の人民は眞に國家に對して、關係を密接ならしむる事が出来るからである。階級多きに從ひ、其れ丈け權力は細分せられ、從て各階級は又其れ丈け權力を殺がれ、自家の權力を濫用するの機會も亦從つて少くなるのである。(14)

マブリーは社會改造要具として又教育の効果を重要視する。良民形成の第一歩は兒童教育である。兒童教育は専ら父親の任務である。兒童時代は主として遊戯時代であるから、教育者は何よりも先づこの遊戯の機會を捉へて、兒童に對し、相互に正しく、且つ善行をなすべき事を教へねばならぬ。互に正しく善行を爲す事は兒童の學ぶ最初の言葉である。茲に忘れてはならない事は兒童には未だ理性が發達して居ないが故に彼等を嚮導するには彼等の精神によらず、心情に依らねばならぬといふ事である。故に過多の講義、宿題は兒童にとつて却て有害であり、長ずるに從て虚罔の慣習に染ましめ又、法律や政治家の監視の目を掠めるといふが如き偽善に陥らしむる事となる。友情、清廉、高潔等の社會的徳性を鼓吹し、恐怖に由らざる服従を教へ、勇氣、榮譽心を涵養する事は兒童教育の基礎事項である。(15)

成年時代は血氣矯激に陥り易き危険時代である。兒童に向けられる餘りに寛容なる父親の慈愛は却て成年を誤らしむるものなるが故に成年教育には禁物である。宜しく國家自らその掌に當らねばならぬ。先づ體育である、各都市に定期に集會すべき訓練所を設立して、競技並に武器操練によつて身心の練磨向上を圖らねばならぬ。しかし體育偏重は青年を動もすれば粗暴ならしむる。茲に德育の必要なる所以である。定時に成年を校舍に誘導して、精神を啓發し理性を哺育する。德育の基本は健全なる道德である。この道德の指導精神は「汝の欲せざる所を人に施す事勿れ」といふ事であつて、凡そ一切の道德はこの教義の諸歸結を展開せしむる事に在る。この教義を遵守する事によつて人間は心情豊かに、善行を爲し、かくて相互的信賴を起すに到る。(16) 體育、德育に次いで智育を怠てはならぬ。自然法並に歴史の研究はその最も緊要なる研究對象である。體育、德育、智育これ三者が相俟て始めて良民の教育は成就せらるゝのである。

男子教育に次いで問題となるものは女子教育である。マブリーは女子教育が從來動もすれば閑却せられ勝であることを慨して、切にその重要性を力説する。女子は宜しくスパルタに於けるが如く男性化するか、若くは遁棲させ

るが、その何れかを選ばなければならない。女子に體力、勇氣、氣品を與ふるを怠る時は必ずや女子の弱點は吾人に傳染する。女子は男子と同様に支配慾を有つ。而も詭計、涙、哀憐、嬌態等の小策によつて。男子が若し之れが爲めに征服されたならば、生れるものは唯、巾幗共和國であらう。かくて男子は婦人の奴隸と化し、家庭内に於いては勿論、やがて、政治家並に法律の暴君と化するに到るであらう。更に自己の貞操を賣物にするであらう。女子が權力を握れる國家にして、風俗、法律、政治の紊亂を見なかつたといふ例はない。是等の事實に鑑み女子教育の要諦は謙讓と勞働愛を鼓吹し家庭の秀れたる母たるべき事を以て無上の榮譽なりと教ふるに在る。(17)

マブリーは更に宗教を以て有効なる社會改造手段と看做すものである。謂へらく「神は萬物の首長であり、その攝理は一切の事物を支配すると共に一切の善の源泉である。神は吾人の一切の行爲を總攬する。これが總ゆる法律の中で、第一の、最も重要な且つ最も必要なものである。蓋し神無ければ道德は存在しない」と。(18) 宗教に對するマブリーの態度は茲に明瞭である。神は人間を結合する第一の鎖である。神無ければ人間相互の信頼は最早存在しない。又地上に何等の安息は見出されない。神は人間がその社會構成に際して結んだ契約の第一の保證人である。かゝる理由からマブリーは無神論を斷乎として排撃する。蓋し無神論は宇宙よりその不可缺の統御者を奪ふ事によつて、人類を墮落せしめ、人民相互間の一切の信頼と保障とを破壊する事によつて社會を滅すからである。回々教徒、波羅門教と雖も尙、エビキユル、スピノザの徒輩に比すれば、其社會に流す害毒は遙かに僅少である。(19)

眞理が常に有用のものあるとすれば無神論は眞理ではない。蓋しそは戦争、飢餓、黒死病よりも一層人間にとつて常に不幸たるべきものだからである。(20) 而して汎神論も亦宗教的要求を満足せしむるものではない。凡そ宗教が人類に對して有用のものたるには必ず具體的、公共的禮拜を伴はなければならない。かゝる禮拜によつて大衆に對し、世界を支配し、人間の心靈を洞察する公正慈悲の神の觀念を想起せしむる事を怠る時は、一切の宗教的感情は斃て衰滅するか、或は變質するに到るであらう。(21) マブリーは公共的禮拜の必要を強調するものである。

社會改造手段としてマブリーが説く所は大要前述の如くである。是等の問題を論述したる「立法論」の最後の三篇はプラトンをして「法律篇」を書かしたると同様の思想によつて鼓吹せられたものである。プラトンの至高の理想社會はその「共和國」に吐露せらるゝ所である。「法律篇」の社會理想がプラトンにとつて窮局目標ではなく、第二の社會理想たるが如く、上述「立法論」最後の三篇の思想も亦マブリーにとつては、その至高の社會理想たる共產社會に到る一步前の、換言すれば、それに到る過渡的狀態に外ならないのである。(22)

(17) Mably; Legisl. Oeuvres T. IX p. 116. 118. 121. 128.

(18) Mably; ibidem, p. 121. 122.

(19) Mably; ibidem, p. 124. 125. 126.

(20) Mably; ibidem, p. 129. 130. 135.

(21) Mably; ibidem 135.

- (9) Ginsberger: Der utopische Sozialismus des 18. Jahrhunderts in Frankreich S. 171.
 (N) Mably; ibidem, p. 136-7, 137-8.
 (o) Mably; ibidem. p. 139, 140, 141, 142, 143.
 (p) Mably; ibidem. p. 150.
 (q) Mably; ibidem, p. 148, 184, 194, 196, 201.
 (r) Mably; ibidem, p. 206, 209.
 (s) Mably; ibidem. p. 215, 216, 230.
 (t) Mably; ibidem, p. 217, 218, 220.
 (u) Mably; ibidem, p. 232, 233.
 (v) Mably; ibidem, p. 358-359.
 (w) Mably; ibidem. p. 377-378.
 (x) Mably; ibidem, p. 375-376.
 (y) Mably; ibidem, p. 388-389.
 (z) Mably; ibidem, p. 397-398.
 (aa) Mably; ibid. p. 408.
 (ab) Mably; ibidem, p. 427, 429.
 (ac) Sudre: Histoire du Communisme. 5. éd 1856, p. 217-218.

(五) 體系の源泉と其影響

マブリーの體系の形成に對し決定的影響を與へたものは古代希臘並に羅馬の古典である。彼が興味と涉獵の中心は終生この古典の淵藪に在つた。浩瀚なる彼の著作は能く古典に對する關心と造詣の深さを物語つて餘りあるものである。『事實マブリーによつて引用された著作表は希臘並に羅馬の文献の殆んど完全なる目録である』(1)といふ事が出来る。是等の古典中分けでもプラトンに對する傾倒は最も深く、彼の著作「共和國」並に「法律篇」はマブリーの味讀肝銘措く能はざりし所であつて、彼の共產主義の著想はこゝに胎生したものである。殊に「立法論」の最後の三篇の如きはプラトンの「法律篇」と同一基調に立脚せるものゝ如くである。自説の強調、他説の反駁に際して、好んで彼の援用するものはプラトンの言説である。プラトン心酔の程度や推して知る可きである。又リクルダス治世時代の古代スパルタ社會は、理想社會の一模型として彼の禮讚措かざるものである。彼の共產主義思想が回顧的退嬰的と稱せらるゝはこれがためである。スパルタに次いで往昔の瑞典も亦有徳の國家として屢次彼によつて引證せらるゝ所であつた。

同時代のジャン・ジャク・ルツソーとの思想的交渉は如何であつたか。多くの研究者はマブリーに對するルツソーの影響を強調し、前者を以て單に後者の下風に立つものと看做してゐる。この場合、彼等研究者は多く、ルツソーがその著「懺悔録」第十二卷の中で、マブリーの著「Entretiens de Phocion」を以て自著からの破廉恥なる蒐録にすぎないとの言葉に典據を置くものである。成程「Entretiens de Phocion」の中にルツソーの指摘するが如く、彼の所説と可成り類似の言説の存する事は事實であるが、是等の言説は決してルツソー其人の創見ではなく夙に同

時代の哲學者並にプラトンによつて共通に吐露せられてゐる見解である。ルツソーの非難は明かに肯綮を逸してゐるものである。(3)尙爰に注目し價する事はマブリーの後年の思想の萌芽はルツソーの "Discours des sciences et des Arts" の出版に先立つ事二年即一七四八年公刊された "Droit publique de l'Europe" に表はれてゐるといふ事である。ルツソーの非難は失當であると共に之れを典據としてマブリーをルツソーの影響下に立たしめんとする多數研究者の考證は明かに不詮索の譏を免かれない。左なきだにマブリーとルツソーは根本觀念に於て相背馳する。例之マブリーはルツソーの所謂一般意志の教義を認めず且つ彼のデモクラシー、並に社會契約の觀念を劫ける。社會成立に關する觀念に於いても兩者の軒輊は少しとしない。兩者共に自然状態に出發するがルツソーは是を假設的と考へ、マブリーは是を歴史的實在と思考する。ルツソーに據れば私有財産の發生は、社會の形成に先立つ。私有財産と社會は不可分の關係に在る。又私有財産はルツソーに取つて止む可からざる社會惡である。之に反しマブリーの見解は異なる。彼に據れば社會の形成は私有財産のそれに先行する。共產社會は尠くとも遙遠の過去に於て可能であつた。文明進歩に對する消極的評價の態度は兩者共通であるが、マブリーは前述の如く私有財産なき社會の存在を可能と思考するが故に、その文明社會に對する悲觀主義はルツソーに於ける程深刻ではない。(3)

モレリーと對照すれば、大體同行異曲の立場に在るが、他面顯著なる相異點の存する事は明白である。先づマブリーの嚴格なる道德主義、倫理的傾向はモレリーの快樂主義と對蹠的特質をなすものである。文明進歩に對するマブリーの消極的態度に就ては曩に述べたが、モレリーは之れに反して、よく文明の恩澤を是認し之れと共產主義とは決して相背馳するものとは考へなかつた。この點モレリーの、ルツソー、マブリーの兩者に對し一日の長ある所以である。

マブリーの社會主義史に於ける最大の貢獻はバブウフに對する影響である、併しこの事はバブウフの思想が専らマブリーに負ふものであるといふ事を意味するものではない。バブウフの體系源泉は彼自ら表明してゐるが如くモレリー、ルツソー、並にマブリーである。(4) 特にマブリーはバブウフを通じて最近代社會主義と關連する。マブリーは最近社會主義の祖父である、といふ事が出来るであらう。

(1) Alix, *ibidem*, p. 130.

(2) Whitefield, Gabriel Bonnot Mably, 1930, p. 10.

Paul Janet; *Origines du socialisme contemporain*, p. 122.

Georg Müller; *Die Gesellschafts- und Staatslehren des Abbés Mably und ihr Einfluss auf das Werk der Konstantine* 1932, S. 72.

(3) André Lichtenberger : *Le Socialisme au XVIII^e siècle*, p. 246.

(4) Advialle; *Histoire de Babeuf et Babouvisme*, II, p. 58-9.

(附記) 尙、彼の人性論政體論並に彼の時代の哲學的、政治的經濟的背景の説明が残されてゐるが紙面の都合上割愛せざるを得なかつた。尙本稿は近刊せらるべき拙著『フランス社會思想』の一部なるが故に同書と併せ讀まれるならばマブリーの社會思想史上の地位は一層判然とする事と信ずる。